

参考 1

国海働第92号
庁保発第1028001号
平成17年10月28日

社団法人 日本船主協会会長
日本内航海運組合総連合会会長
社団法人 大日本水産会会長
社団法人 日本旅客船協会会長
社団法人 日本外航客船協会会長
全日本海員組合組合長

殿

国土交通省海事局船員労働環境課長

社会保険庁運営部医療保険課長

船員に係る健康管理手帳制度の創設について

標記について、別添のとおり船員に係る健康管理手帳制度を創設することとしましたので、貴傘下会員（組合員）に周知していただきますようお願いいたします。

なお、実施日は平成17年12月15日としております。

船員に係る健康管理手帳制度の創設について

船員法（昭和22年法律第100号）第1条の船員（以下「船員」という。）であった者に係る健康管理手帳（以下「船員健康管理手帳」という。）制度は、船内において特定の業務に従事したことにより、当該者が離職後に、その従事した業務に起因して発症する疾病で、発病した場合重篤な結果を引き起こすものの早期発見のために創設するものであり、そのような特定の業務に従事して離職した船員に対しては、政府が下記の措置を行って健康管理に万全を期することとするものである。

記

1 目的

がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある粉じんを発散するおそれのある作業又は石綿を取り扱う作業に従事していた船員であって一定の要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職後に船員健康管理手帳を交付することにより、当該者の健康管理を行うことを目的とするものである。

2 船員健康管理手帳の交付及び交付の要件

船員健康管理手帳は、別表1の左欄に掲げる業務（別表左欄1に掲げる業務は「粉じん業務」、同表左欄2に掲げる業務は「石綿業務」という。以下同じ。）に従事していた者のうち、その従事した業務に応じた同表右欄に掲げる要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職後に交付するものであること。

3 交付の申請

- (1) 船員健康管理手帳の交付は、上記2の要件に該当する者からの申請により行うものとする。
- (2) 船員健康管理手帳の申請を行う者は、船員健康管理手帳交付申請書（様式第1号）に別表1の左欄に掲げる業務に従事していた事実を証する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）（石綿業務に従事していた者にあつては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真等）を添えて、国土交通省海事局船員労働環境課（以下「本省」という。）に提出すること。
なお、各地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）、運輸支局及び海事事務所の窓口においても申請の受付を行うこととする。

4 船員健康管理手帳の様式

船員健康管理手帳は様式第2号による。

5 健康診断受診の勧告

本省は、申請者に船員健康管理手帳を交付するときは、当該手帳の交付を受ける者に対し、別表2に定める健康診断を受けることを勧告するとともに、その者が受ける健康診断の回数、方法その他当該健康診断を受けることについて必要な事項を通知すること。

6 健康診断の実施

- (1) 船員健康管理手帳の交付を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対する健康診断は、別表2の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間ごとに定期的に、同表の右欄に掲げる項目について行うものとする。
- (2) 前記(1)の健康診断は、地方社会保険事務局長が当該健康診断実施業務を委託した医療機関において行うものとする。

7 船員健康管理手帳の提出等

- (1) 手帳所持者は、上記5の勧告に係る健康診断を受けるときは、船員健康管理手帳を当該健康診断を行う医療機関に提出すること。
- (2) 前記(1)の医療機関は、手帳所持者に対し健康診断を行ったときは、その結果をその者の船員健康管理手帳に記載すること。

8 船員健康管理手帳の交付を受けた者は、当該船員健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

9 船員健康管理手帳の書替え

手帳所持者は、氏名又は住所を変更したときは、30日以内に、船員健康管理手帳書替申請書（様式第3号）に船員健康管理手帳を添えて本省に提出し、船員健康管理手帳の書替えを受けること。

10 船員健康管理手帳の再交付

- (1) 手帳所持者は、船員健康管理手帳を滅失し、又は損傷したときは、船員健康管理手帳再交付申請書（様式第3号）を本省に提出し、船員健康管理手帳の再交付を受けること。
- (2) 船員健康管理手帳を損傷した者が前記(1)の申請をするときは、当該申請書にその船員健康管理手帳を添付すること。
- (3) 手帳所持者は、船員健康管理手帳の再交付を受けた後、滅失した船員健康管理手帳を発見したときは、速やかに、これを本省に返還すること。

11 船員健康管理手帳の返還

手帳所持者が死亡したときは、当該手帳所持者の相続人又は法定代理人は、遅滞なく、船員健康管理手帳を本省に返還すること。

別表 1 (本文記 2 関係)

< 船員健康管理手帳の交付要件 >

業 務	要 件
<p>1. 粉じん作業（じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務</p>	<p>船員であった者で、じん肺法第 13 条第 2 項（同法第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により決定されたじん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 であること。</p>
<p>2. 石綿（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務</p>	<p>船員であった者で、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。</p>

別表 2 (本文記 5 関係)

＜健康診断の検査項目＞

業務の区分	回数	項目
粉じん作業（じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する粉じん作業をいう。以下同じ。）に係る業務（じん肺管理区分が管理 2 の者）	年に 1 回	<p>1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。）による検査</p> <p>2 エックス線写真による検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせん CT 検査及び喀痰細胞診</p>
粉じん作業に係る業務（じん肺管理区分が管理 3 の者）	年に 1 回	<p>1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真による検査</p> <p>2 胸部に関する臨床検査及び肺機能検査。 ただし、肺機能検査については、エックス線写真による検査の結果、一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影（じん肺によるものに限る。）があると認められる者、結核精密検査の結果、肺結核にかかっていると診断された者並びにエックス線写真による検査、胸部に関する臨床検査及び肺結核以外の合併症に関する検査の結果、じん肺の所見があり、かつ、肺結核以外の合併症にかかっていると診断された者を除く。</p> <p>3 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、肺結核にかかっており、又はかかっている疑いのある者については結核精密検査 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせん CT 検査及び喀痰細胞診 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核及び原発性肺がん以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者（肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査を受けることが医師により必要であると認められた者に限る。）については、肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査。</p>

		ただし、エックス線写真に一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影（じん肺によるものに限る。）があると認められる者を除く。
石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務	6ヶ月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 胸部のエックス線直接撮影による検査 5 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。）がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）

様式第1号 (本文記2(2)関係)

船員健康管理手帳交付申請書

(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日	明治 大正 年 月 日生 昭和		
住所	都道 府県	区 市 郡	町 村
本籍地	都道 府県		

「船員に係る健康管理制度の創設について（平成17年10月28日付け国海働第92号、庁保発第1028001号）」の記2に基づく船員健康管理手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

申請者



国土交通省海事局船員労働環境課長 殿

備考

- 1 「船員に係る健康管理制度の創設について（平成17年10月28日付け国海働第92号、庁保発第1028001号）」の記3(2)の書類を添付すること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船員健康管理手帳

番 号 _____ 号

氏名 _____

種 類	
-----	--

(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 年 月 日		
住 所	都 道 区 町 府 県 市 郡 村		

「船員に係る健康管理手帳制度の創設について（平成17年10月28日付け国海働第92号、庁保険発第1028001号）」の記2に基づき船員健康管理手帳を交付します。

年 月 日

国土交通省海事局船員労働環境課長

印

じん肺の経過

初めてのじん肺管理区分2の決定	年	備考
初めてのじん肺管理区分3の決定	年	

既往歴

肺 結 核	歳	心 臓 疾 患		
胸 膜 炎	歳	_____	歳	
気 管 支 炎	歳	その他の胸部疾患		
気 管 支 拡 張 症	歳		_____	歳
気 管 支 喘 息	歳		_____	歳
肺 気 腫	歳		_____	歳

この手帳交付の直前のじん肺健康診断の結果 年 月 日

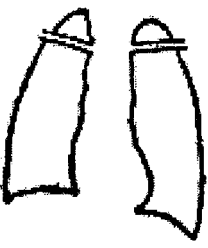
エックス線写真による検査		第1型 第2型 第3型 第4型 (A B C)
胸部に関する臨床検査	自覚症状	呼吸困難(I II III IV V)せき たん 心悸亢進 その他 ()
	他覚症状	チアノーゼ ばち状指 副雑音 その他 ()
肺機能検査	第1次検査	1秒率 (%) %肺活量 (%) V25/身長(m) (l/sec/m)
	第2次検査	肺胞気動脈血酸素分圧較差 (TORR)
	判定	F (- + 卍)
かかっている合併症の名称		

離職前の石綿に係る疾病の既往歴及び治療歴

	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

離職前直近の健康診断の結果

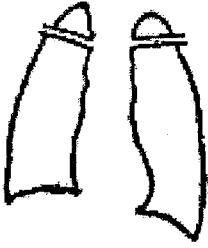
年 月 日

自覚症状及び 他覚症状	なし、せき、たん、息切れ、胸痛 その他 ()
胸部のエック ス線直接撮影 による検査	 年 月 日
特殊なエック ス線撮影に よる検査	
喀痰の細胞診	
気管支鏡検査	

<じん肺>

検査年月日		年 月 日	
エックス線写真による検査	第1型 第2型 第3型 第4型 (A B C)		肺機能検査
	胸部に関する臨床検査	呼吸困難(I II III IV V) せき たん 心悸亢進 その他()	
他覚症状 チアノーゼ ばち状指 副雑音 その他()		第2次検査 肺胞気動脈血 (TORR) 酸素分圧較差	
		判定	F (- + ++)
らせんCT			
喀痰細胞診			
かかっている合併症の名称			
医療機関名及び医師名			

<石綿>

検査年月日		年 月 日	
健康診断	既往歴	なし、せき、たん、息切れ、胸痛、その他()	年 月 日
	自覚症状及び他覚症状	なし、せき、たん、息切れ、胸痛、その他()	特殊なエックス線撮影による検査
	胸部のエックス線直接による検査		追加健康診断 喀痰の細胞診 気管支鏡検査
	判定	異常なし 要再検() 要追加健診()	判定 異常なし 要再検査項目() 要療養
医療機関名及び医師名		医療機関名及び医師名	

注 意 事 項

- 1 「船員に係る健康管理手帳制度の創設について（平成17年10月28日付け国海働第92号、庁保険発第1028001号）」の記5により健康診断を受けるときは、当該健康診断を行う所定の医療機関にこの手帳を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらってください。

- 2 次の場合には、国土交通省海事局船員労働環境課長にこの手帳を添えて（口の場合を除く。）その旨を届け出て、必要な訂正又は交付を受けてください。
 - イ 氏名又は住所を変更したとき
 - ロ この手帳を失ったとき
 - ハ この手帳を損傷したとき

- 3 この手帳は、他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。

様式第3号（本文記9及び10関係）

書替
船員健康管理手帳 申請書
再交付

(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日			
住所			
本籍地			
書替え又は再交付 申請の理由			

平成 年 月 日

申請者 氏名 ⑩
住所

国土交通省海事局船員労働環境課長 殿

備考

- 1 表題の「書替」及び「再交付」のうち該当しない文字は、まっ消すること。
- 2 書替えの申請のときは、旧船員健康管理手帳及び記載事項の異動を証する書類を、損傷による再交付の申請のときは、旧船員健康管理手帳を添付すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

参考2

国海働第93号
平成17年10月28日

各地方運輸局海上安全環境部長
神戸運輸監理部海上安全環境部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

(国土交通省) 海事局船員労働環境課長

船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領の制定について

今般、「船員に係る健康管理手帳制度の創設について（平成17年10月28日付け国海働第92号、庁保険発第1028001号）」により、石綿等によるの疾病にかかった船員には、国から船員健康管理手帳が交付され、無料で医療機関による健康診断が受診できることとなったところである。

これに伴い、船員健康管理手帳の交付等の事務取扱要領について、別紙のとおり定めることとしたので通知する。

なお、申請者が地方運輸局等の窓口申請書を提出する場合がありますので、併せて了知願いたい。

船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領

船員法（昭和22年法律第100号）第1条の「船員」であった者に係る健康管理手帳交付等の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

I 交付申請

1 申請書の受理

(1) 添付書類等の確認

添付書類等については次によること。

① 粉じん業務の場合

じん肺法（昭和35年法律第30号）第14条第1項（第15条第3項、第16条第2項又は第16条の2第2項において準用する場合を含む。）の決定通知書（以下「じん肺管理区分決定通知書」という。）又は同法第14条第2項の通知書の写し

② 石綿業務の場合

イ 当該業務に従事していた旨の船舶所有者の証明

ロ イが得られない場合は、当該業務に同時期に従事していた者その他当該業務に従事していたことを証明できる者2名以上の証明書

ハ イ及びロのいずれも得られない場合は、本人において記述した申立書

ニ 胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真及び不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書（同様の記載のあるじん肺健康診断結果証明書の写しでも可。）若しくは管理2以上のじん肺管理区分決定通知書及び当該決定に関して都道府県労働局長に提出されたじん肺健康診断結果証明書の写し

ホ 当該申請者が船員であったことを証する書類（イの証明が添付されている場合を除く。）

(2) 申請先の確認

申請先は国土交通省海事局船員労働環境課（以下「本省」という。）とする。

なお、各地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む）、運輸支局及び海事事務所の窓口（以下「地方運輸局等の窓口」という。）においても申請の受付を行うこととするので、申請がなされた地方運輸局等の窓口にあつては、申請書類を下記6の事務処理期間を念頭におき速やかに本省へ送付すること。

(3) その他

離職の際の申請にあつては、船舶所有者が申請事務を代行するよう指導すること。

2 申請書類等の審査

(1) 書面のみによる審査（粉じん業務の場合）

添付書類により「船員に係る健康管理手帳制度の創設について（平成17年10月28日付け国海働第92号、庁保険発第1028001号）」の記2に掲げる船員健康管理手帳の交付及び交付要件（以下「交付要件」という。）の事項を満たすことを確認すること。

なお、必要に応じ、本省の保存書類との照合等により申請内容を確認すること。

(2) エックス線写真等による審査（石綿業務の場合）

提出された書類により石綿業務に従事していたことを確認した上で、下記のことを確認すること。また、添付書類が1の(1)の②ロ又はハのときは、必要に応じ船舶所有者の存否等事実関係について確認すること。

イ エックス線写真の提出のあったものにあつては、専門的な知識を有する医師に不整形陰影又は胸膜肥厚の有無の確認を求め、これらのいずれかが認められること。

ロ じん肺管理区分決定通知書及びじん肺健康診断結果証明書の提出のあったものにあつては、当該じん肺管理区分が管理2以上であり、かつ、じん肺健康診断結果証明書の「4. エックス線写真の像」の欄の「イ. 小陰影の区分」の不整形陰影の欄に1/0以上の記載があるもの若しくは「ハ. 付加記載事項」の欄中、pl若しくはplcの項目が選択されていること。

3 船員健康管理手帳の作成等

(1) 船員健康管理手帳の作成及び交付

上記2の審査の結果、交付要件を満たしているものについては、船員健康管理手帳（以下「手帳」という。）の様式に申請者の氏名等の所要事項を記入して手帳を作成し、申請者に交付すること。

なお、船舶所有者に確認する等により、離職前直近の該当の健康診断結果を当該欄に記入すること。

(2) 台帳及び交付簿の作成等

本省は、様式第1号による船員健康管理手帳台帳（以下「台帳」という。）及び様式第2号による船員健康管理手帳交付簿（以下「交付簿」という。）を作成することとし、当該交付簿を作成したときは、社会保険庁運営部医療保険課に交付簿の写しを送付すること。

4 手帳の交付の際の措置

手帳の交付の際、申請者に対し、所定の健康診断を受けるよう勧告するとともに、健康診断の項目、回数、実施時期、委託医療機関の所在地、所定の健康診断項目の範囲内の検査については費用を負担する必要のないこと、委託医療機関において受診すること等を通知すること。

5 添付資料の返還

石綿業務に係る申請に添付されたエックス線写真については、手帳の交付の通知に併せて申請者あて返還すること。

6 事務処理の期間

申請書の審査・処理に要する標準処理期間は、原則として15日とするが（各地方運輸局等の窓口を経由して申請されたものについては、20日とする。）、石綿業務に係るものにあつては、専門の医師による確認を求めため、審査に相当の期間を要すると見込まれるときは、申請者にその旨をあらかじめ説明し理解を得るよう努めること。

なお、この場合においても申請から1月以内に審査・処理を終えるよう極力努めること。

II 書替え申請

1 申請書の受理

手帳及び氏名又は住所の変更を証する市町村長の証明書が添付されていることを確認すること。

2 手帳への変更内容の記載等

(1) 氏名変更又は同一都道府県内の住所変更の場合

- ① 手帳への記載
手帳に変更された氏名又は住所を記載すること。
 - ② 台帳及び交付簿への記載
申請の内容を確認の上記載し、備考欄に変更年月日を付記すること。
 - (2) 都道府県間の住所変更の場合
手帳及び台帳に(1)の①及び②に準じて変更事項を記載するとともに、交付簿を作成すること。
 - (3) 交付簿の送付
書替えにより交付簿を作成したときは、社会保険庁運営部医療保険課に交付簿の写しを送付すること。
- 3 手帳の返還等
変更事項を記載した手帳を申請者に返還するとともに、2の(2)の場合は、併せて委託医療機関の所在地等を申請者に通知すること。

Ⅲ 再交付申請等

1 再交付申請関係

- (1) 申請書の受理
手帳の損傷の場合にあつては、損傷した手帳が添付されていることを確認すること。
- (2) 手帳の作成等
手帳の番号は旧番号とし、手帳の交付に準じて作成すること。
また、台帳及び交付簿の備考欄に再交付年月日を付記すること。
- (3) 再交付の際の措置
申請者に対し、以後手帳を滅失又は損傷することのないよう注意喚起するとともに、手帳の滅失の場合にあつては、滅失した手帳を発見したときは速やかに返還するよう併せて注意喚起すること。

2 手帳の返還関係

手帳所持者の死亡に伴う手帳の返還があつた場合には、交付簿及び台帳の備考欄にその旨を記載することとし、この旨を社会保険庁運営部医療保険課へ連絡すること。

3 手帳の健康診断結果の記載欄の満了に伴う措置

手帳所持者から、手帳の健康診断結果の記載欄が満了した旨の申し出があつた場合には、申し出のあつた者から当該手帳を一旦回収し、次の要領により新しい手帳と合本した手帳を作成の上、当該者に返還すること。

- (1) 現在の手帳の裏表紙と新しい手帳の表表紙を固定し、合本すること。
- (2) 新しい手帳には、第1頁目の氏名、性別、生年月日及び住所を記入すること。

様式第1号 (I 3 (2)関係)

船員健康管理手帳台帳

種類		手帳交付番号		交付年月日		
(ふりがな) 氏名			生年月日		性別	男・女
本籍						
住所	電話 ()					
	電話 ()					
健康 診 断 実 施 状 況 年 月 日					備	
					考	

- 「種類」の欄は、じん肺業務又は石綿業務のうち、いずれか該当する業務を次のように略記すること。
 - ・じん肺業務 「じん肺」
 - ・石綿業務 「石綿」
- 書替え又は再交付を行った場合は、備考欄にその旨記入すること。

様式第2号 (I 3 (2)関係)

船員健康管理手帳交付簿
(種類)

手帳交付 番 号	(ふりがな) 氏 名 生年月日 性 別	本籍地	住 所	交 付 年月日	備 考

- 1 「種類」の欄は、じん肺業務又は石綿業務のうち、いずれか該当する業務を次のように略記すること。
 - ・じん肺業務 「じん肺」
 - ・石綿業務 「石綿」
- 2 「備考」の欄は、書替え等を行った場合に、その年月日、内容等を簡単に記入すること。